

居宅介護支援事業所重要事項説明書

提供するサービスに関する相談窓口
 電話 0972-20-3788
 管理者 介護支援専門員 井川 浩洋

1 経営法人

法人名	社会医療法人 小寺会		
法人所在地	大分県佐伯市常盤東町6番30号		
電話番号	0972-22-8846	FAX 番号	0972-22-8844
代表者名	理事長 小寺 隆三		
設立年月日	平成24年11月1日		

2 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター佐伯の太陽		
施設所在地	大分県佐伯市駅前 1丁目1番11号		
管理者名	井川 浩洋		
電話番号	0972-20-3788	FAX 番号	0972-22-7488
開設年月日	令和3年10月1日		
通常のサービスの 実施地域	佐伯市（佐伯市以外の方で、ご希望の方はご相談下さい）		
事業の目的	要介護者等からの相談に応じ及び、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。		
事業の運営方針	(1) 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。		

事業の運営方針	(3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。 (4) 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 (5) 佐伯市が定める当該事業にかかる条例等の内容を遵守し、事業を実施するものとします。
---------	---

3 職員体制

職員の配置状況

職 種	業務内容	常 勤
管 理 者 (主任介護支援専門員) (常勤兼務)	管理者は事業所における介護支援専門員、その他の職員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	1人
介護支援専門員	介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ及び、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行います。	6人 (管理者兼務職員1人を含む)

4 営業時間

(月)～(土)、祝日	8:00～17:00
休日	日曜日 年末年始（概ね 12月31日～1月3日）

※休日及び営業時間外の対応 休日及び営業時間外については、電話等により受付担当者へ常時連絡が可能な体制とします。

5 指定居宅介護支援の利用料等

居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとします。

- (1) 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準「告示上の報酬額」によるものとします。
- (2) 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及びその内訳書を交付します。
- (3) 事業実施地域(佐伯市内)を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。また、自動車を使用した場合の交通費は次により徴収します。
事業実施地域を超えた地点から、概ね1kmごとに片道10円とします。
- (4) 前3号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。

6 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとします。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応については、事業所内、利用者の自宅及びその他相談場所として適当とされる場所において行います。
- (2) 課題分析の実施
 - ・ 課題分析の実施にあたっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとします。
 - ・ 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとします。
 - ・ 利用者の課題分析に使用する課題分析表の種類は、その身体的状況や環境及びニーズ等の利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式により行います。
 - ・ 課題分析表の種類：基本情報表、課題分析表、モニタリングシート等
- (3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書の原案を作成します。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとします。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。

(6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者の解決すべき課題について把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

7 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(3) サービス担当者会議等に使用する場合については、その内容を記した文書により利用者又はその家族に使用する内容について事前に同意を得るものとします。

8 事故発生時の対応

(1) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとします。

(2) 前号の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うものとします。

(3) 利用者に対し指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には速やかにその賠償を行うものとします。

9 苦情・相談・虐待等の受付

(1) 苦情・相談・虐待等の解決体制

提供する居宅サービス等に関する相談や苦情についてはケアプランセンター佐伯の太陽が対応します。

(2) 苦情・相談・虐待等の窓口

① 事業所における窓口

窓口担当者	管理者 井川 浩洋
利用時間	月曜日～金曜日 8:00～17:00 土曜日 8:00～12:00
電話番号	0972-20-3788

② 公的機関等

佐伯市役所高齢者福祉課介護保険係	電話番号:0972-22-3117 FAX 番号:0972-22-3914
大分県国民健康保険団体連合会	電話番号:097-534-8475 FAX 番号:097-534-4020

(苦情処理)

- (1) 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(虐待防止に関する事項)

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・ その他虐待防止のための必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

10 解約等

(※ 基本契約書抜粋 第10条～第11条 に準ずる。)

※基本契約書

第10条(利用者の解約権)

1. 利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、14日以上予告期間をもって通知することとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反する等、本契約を継続し難い背信行為を行った場合

第11条(事業者の解約権)

事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

11 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は介護支援専門員の資質の向上を常に図ると共に、業務の執行体制についても検証、評価を行いその向上を図るものとします。
- (2) 事業所は職員の質的向上を図るため、次の研修機会を設けます。
 - ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ・継続研修 年6回以上
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めます。
- (5) 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとします。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人小寺会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

12 指定居宅サービス事業所の選択、紹介、説明について

(1) ケアプランセンター佐伯の太陽では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である事等につき十分説明を行っていきます。

13 病院または診療所へ入院される場合について

上記、重要事項の説明に同意しました。

令和 年 月 日

被保険者 氏名 印

家族または代筆者 氏名 印

説明者 氏名 井川 浩洋 

(1) 基本利用料金

利用者		要介護 1・2	要介護 3・4・5
保険料の 滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	10,860 円	14,110 円

(2) 加算料金

初回加算 ・新規に計画を作成する場合 ・要介護状態が2段階上がった場合 ・2ヶ月以上利用が無かった場合は、新規利用となります	3,000円
特定事業所加算(Ⅱ) ・厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届けを行っている指定居宅介護支援事業所	4,210円
入院時情報連携加算 ・病院、診療所に入院する利用者に関する情報を当該病院に提供した場合 (Ⅰ) 入院した日の内に情報提供(提供方法は問わない) (Ⅱ) 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供(提供方法は問わない)	2,500円 2,000円
退院・退所加算 ・退院、退所にあたり、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を求める事や、その他の連携を行った場合 (入院、入所期間中につき、3回を限度)	カンファ参加無し 連携1回 4,500円 連携2回 6,000円 カンファ参加有り 連携1回 6,000円 連携2回 7,500円 連携3回 9,000円
通院時情報連携加算 ・利用者が医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記載した場合	500円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 ・病院の求めにより、当該病院の医師又は看護師等と共に利用者宅を訪問し、話し合いのもと、サービス利用調整を行った場合 (利用者お1人に付き、月2回を限度)	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算 ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合	4,000円

(1)(2) 利用料金(基本料金及び加算料金)は、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領できない場合は、一旦、1ヶ月当たりの料金をお支払いただきます。その場合は、事業者は、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在の市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。